

江府町告示第45号

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から令和7年6月26日付第168号で申請のあった農用地利用集積等促進計画を令和7年6月27日認可したので、同条第7項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月27日

江府町長 白石祐治

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体の 名称	〒番号	住所	経営体 の区分 (注1)	添付書 類省略 の区分 (注2)	契約の状況			地域 計画 の地区	契約 区分 (注3)	備考	
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)						新規	更新	付替				
1	江府町	御机	中見詰	931	田	田	水稻	1,570.00	1,570.00	R7.7.1	R11.12.31	4年6ヶ月		無償	R7.7.1	R11.12.31	4年6ヶ月		無償	高津 孝司	689-4424	日野郡江府町御机295	④	○	○				有	①	
2	江府町	御机	見詰	906	田	田	水稻	1,505.00	1,505.00	R2.4.8	R8.4.7	6年		無償	R7.7.1	R8.4.7	9ヶ月		無償	加藤 義也	689-4424	日野郡江府町御机518	④	○			○	有	③		

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注2 市町村で「添付書類(賃借権、使用貸借権等)チェックリスト」により確認が行われた場合は【○】。「農用地利用集積等促進計画により賃借権を受ける者の農業経営の状況等(農業経営の状況)」は添付されたものとみなす。

注3 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。